岡山県南広域都市計画事業総社駅南地区土地区画整理事業

住所変更手続きの手引き 平成30年 5月版

総社市 建設部 都市計画課

はじめに

平成30年(2018年)7月14日から住所が変わります。

このたび、総社駅南地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日(平成30年7月14日)から、土地の町名・地番が変更となり、住所も変わります。

住所の変更にあたり、皆様に手続きをお願いするものもあります。手続きの際に市役所が発行 します「住所変更証明書」を添付していただきますと、無料で手続きが出来ます。(一部手数料 等のかかるものがございます。)

何かとお手数をおかけしますが、御理解、御協力をお願い申し上げます。

月 次

今後お届けするもの ・・・・・・・・・・・	2ページ
7月14日以降の手続きについて ・・・・・・・	2ページ
新町界・町名図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
新しい住所等の表し方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
住所等の変更に係る諸手続きについて	
住所等変更手続きが不要な主なもの・・・・・	5~7ページ
住所等変更手続きが必要な主なもの・・・・・	8~13ページ
郵便番号、郵便物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14ページ
その他・・・・・・・・・・・・・	14ページ

今後お届けするもの

(1)住所変更証明書(1人につき5枚 世帯主に送付)

住所がどのように変わったかを証明するものです。

新しい住所への変更日(平成30年7月14日)以降、市役所都市計画課が送付します。

この「住所変更証明書」は、今回の住所の変更に伴う諸手続きのときに必要な「証明書」となります。

不足がございましたら、市役所市民課(本庁舎1階3番窓口)〈TEL92-8247〉にて無料で発行します。

(注意) 別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です。

(2)住所変更通知用はがき(1世帯につき50枚)

親戚や知人などへ住所が変更されたことをお知らせするために、日本郵便㈱総社郵便局が発行する無料はがきです。

上記(1)の住所変更証明書に同封して、市役所都市計画課が送付します。

7月14日以降の手続きについて

(1) 住所変更に伴う手続き

市役所などが職権で住所変更の手続きを行うものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

主なものについては、この手引きに記載してありますので、参考にしてください。(5ページ 以降)

なお、ここに記載しているもののほか法令等により住所の変更手続きが必要な場合や会社、学 校等で住所の変更手続きが必要な場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。

(2) 本籍変更に伴う手続き

本籍が,手引き3ページ地図の『土地区画整理事業区域内』の方については,本籍は職権で変更されません。変更を希望される場合は,手引きの8ページをご覧ください。

なお、本籍が『土地区画整理事業区域外で町名・地番が変更となる区域』の方については、本籍は職権で変更されますので、手続きは不要です。詳細は、手引きの5ページをご覧ください。

新町界•町名図



1. 新しい住所等の表し方

◆住所・・・・・町名と地番が変わります。

(例)

【変更前】

新しい住所の表し方は、次のように変更となります。

総社市三輪1000番地 <a>
(左図参照)本籍については、土地区画整理事業区域 <u>外</u> と区域 <u>内</u> で、それぞれ次のような取り扱いになります。
◆本籍
〇本籍が左の図の土地区画整理事業区域外で町名と地番が変更となる区域にある場合
新しい本籍に変わります。 (例)
【変更前】 【変更後】
えきなん 総社市真壁2000番地100 二〉 総社市駅南二丁目45番地45
〇本籍が左の図の土地区画整理事業区域内にある場合
本籍は変更されません。 変更を希望される場合は、8ページの「本籍変更の手続き」をご覧ください。
不動産の表し方は,次のように変更となります。
◆不動産(土地,建物)・・・・・町名と地番が変わり,小字が廃止されます。
(例)
〇土地の地番について 【変更前】 【変更後】 えきなん
総社市三輪字西槙前1000番 総社市 <u>駅南一丁目</u> 35番35 新町名 新地番
〇建物の所在地について 【変更前】 【変更後】
えきなん 総社市三輪字西槙前1000番地

【変更後】

えきなん

2 住所等の変更に係る諸手続きについて

(1) 住所等変更手続きが不要な主なもの

次の事柄については、住所等が変更されることに伴って、ご自身で手続きをする必要はありません。

こんなことは (事 柄)	手続きなど	担当窓口
住民票(住民基本台帳) 印鑑登録	新しい住所に書き換えます。	
パスポート(日本人のみ)	手続きはありません。 ただし、最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で 二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。	市民課 戸籍住民登録係 ③番窓口 (本庁舎1階) TE92-8247
本籍 (3ページ地図の土地区画 整理事業区域外に本籍がある 方)	手続きはありません。新しい本籍に書き換えます。 新しい本籍への変更日(平成30年7月14日)以降、市民課より本籍変更証明書が届きます。証明書の追加が必要な場合は、市民課にて無料で発行します。	11.02 SZ 11
国民健康保険被保険者証後期高齢者医療被保険者証	手続きはありません。 新しい住所に書き換わった保険証を順次郵送します。	健康医療課 保険年金係 ⑤番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8257
介護保険負担割合証介護保険負担限度額認定証	新しい住所に書き換わった証を8月以降、順次郵送します。 住所変更後、取り急ぎ必要な場合は、窓口までお申し出ください。	長寿介護課 介護保険係 ⑦番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8369

こんなことは (事 柄)	手続きなど	担当窓口
児童手当 児童扶養手当	新しい住所に書き換えます。	
小児医療費受給者証	新しい住所に書き換わった受給者証を順次郵送します。 住所変更後、取り急ぎ必要な場合は、窓口までお申し出ください。	こども課 (33)番窓口 (西庁舎 1 階) Tel92-8268
ひとり親家庭医療費受給者証	すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、更新前に書き換えが必要な場合は、受給者証と印鑑 を持って窓口までお申し出ください。	
小・中学校に在学している児童 生徒の保護者	就学に関する変更について、必要があるときは、総社市教育 委員会又は学校から連絡させていただきます。	学校教育課 (31)番窓口 (西庁舎1階) Te192-8358
心身障害者医療費受給者証	すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、更新前に書き換えが必要な場合は、受給者証と印鑑 を持って窓口までお申し出ください。	福祉課 ⑩番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8269
障害福祉サービス受給者証	すでに交付されているものは、更新時に書き換わります。 ただし、更新前に書き換えが必要な場合は、受給者証と印鑑 を持って窓口までお申し出ください。	【水色の証を お持ちの方】 福祉課 ①番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8269 【ピンク色の証を お持ちの方】 こども夢づくり 課 32番窓口 (西庁舎1階) Tel92-8265

こんなことは (事 柄)	手続きなど	担当窓口
上下水道使用者	新しい住所・水栓地に書き換えます。	上水道課 Te192-8326 下水道課 Te192-8322 (清音出張所)
土地登記簿,建物登記簿の表題 部	市で表題部の所在・地番・家屋番号等は新しいものに書き換えます。 ただし、所有者などの住所変更については、ご自身で手続きが必要です。	岡山地方法務局 倉敷支局 Tel (086) 421-4747
国民年金 (第1号被保険者) に加入されている方	手続きはありません。市から日本年金機構に新しい住所を報告します。	健康医療課 保険年金係 ⑤番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8257
ふるさと納税 (ワンストップ特例制度を利 用されていない方)	手続きはありません。 確定申告の際に寄付金受領証明書,住所変更証明書をご準備 ください。	意 制 に (086) 422 -1201 又は 税務課 市民税係 Tel (0866) 92 -8234
NHK	手続きはありません。	NHK 岡山放送局 Tel (086) 214-4700

(2) 住所等変更手続きが必要な主なもの

次の事柄については、住所等が新しいものに変更されることに伴って、手続きの必要な主なものを記載しています。

ご自身に該当する項目をご確認いただき、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

■本籍変更の手続き

こんなことは	だれが	どこへ	いつまでに	なにが必要か
(事 柄)	(該当者)	(届出先)	(期限)	(必要書類など)
本籍	3ページ地図の土 地区画整理事業区 域内に本籍がある 方で、本籍の変更を 希望される方	市民課 戸籍住民登録係 ③番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8247	期限はないので, 必 要なときに申請し てください。	土地区画整理事業 区域内に本籍がある方には、後日、筆 頭者あてに変更申 出書を送付します。 新しい本籍地番に 変更を希望される 方は変更申出書を 提出してください。

■運転免許証をお持ちの方

こんなことは	だれが	どこへ	いつまでに	なにが必要か
(事 柄)	(該当者)	(届出先)	(期限)	(必要書類など)
自動車等運転免許 証の住所変更	自動車等運転免許証をお持ちの方	岡山県運転免許 センター Tel (086) 724-2200 総社警察署 Tel 94-0110	なるべく早めに変 更の手続きをして ください。	運転免許証住所変更証明書

[※] 本籍を変更された方は、変更後、市民課で本籍変更証明書を無料で発行します。

■自動車・オートバイなどを所有している方

こんなことは	だれが	どこへ	いつまでに	なにが必要か
(事 柄)	(該当者)	(届出先)	(期限)	(必要書類など)
自動車・125CC を 超える二輪車の車検 証の住所変更	自動車等をお持ちの方又は使用者	岡山運輸支局 Tel (050) 5540-2072	なるべく早めに変 更の手続きをして ください。	車検証 住所変更証明書 印鑑 (所有者と使用者が異なる場合はそれぞれ必要。)

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要 書 類など)
軽自動車の車検証の 住所変更	軽自動車をお持ちの方又は使用者	軽自動車検査協会岡 山事務所 Tel (050) 3816-3084	なるべく早めに変 更の手続きをして ください。	車検証 住所変更証明書 印鑑(使用者)
125CC以下の二輪 車や小型特殊自動車 の標識交付証明書の 住所変更	125CC 以下の二 輪車や小型特殊自動 車をお持ちの方又は 使用者	税務課 税政係 ④番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8238	標識交付証明書が 必要な方は手続き をしてください。	標識交付証明書又は標識番号がわかるもの

■市内の幼稚園・保育所・認定こども園に通っているお子様の保護者

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
在籍園への住所変更の申し出	市内の幼稚園・保育 所・認定こども園に 通っているお子様 の保護者	お子様が在籍する幼 稚園・保育所・認定 こども園	なるべくお早めに お申し出ください。	園によって対応が 異なりますので,在 籍園にお問い合わ せをお願いします。

■不動産登記関係

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
土地,建物等不動産 の所有者の住所変 更登記 ^{※1}	不動産登記簿に所 有者として登記し ている方	岡山地方法務局 倉敷支局 Tel (086) 422-1260	期限はないので,必 要なときに申請し てください。	登記申請書 住所変更証明書 印鑑(認印)
抵当権の債務者の 住所変更登記 **1	不動産登記簿に所 有者として登記し ている方	岡山地方法務局 倉敷支局 Tel (086) 422-1260	お早めに抵当権を 設定されている各 金融機関に、お問い 合わせください。	登記申請書 住所変更証明書 所有者の印鑑(実印) 印鑑証明書 権利証 換地処分通知等 ^{※2}

- ※1 土地区画整理登記の完了後(平成30年11月予定)に手続きを行ってください。
- ※2 土地区画整理事業区域内の方は換地処分通知が、土地区画整理事業区域外の方は町名地番変更証明書(平成30年11月発送予定)が必要となります。

■年金に関する手続き

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要 書 類など)
厚生年金の受給 国民年金の受給	年金を受けている 方で住民票の住所 以外の住所で年金 通知を受け取って いる方	倉敷東年金事務所 Tel (0570)	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	 年金証書 年金証書がない 場合は、マイナンバーが確認できる書類 本人確認書類^{※1} ・日鑑
共済年金の受給 各年金基金の受給	年金を受けている 方	各共済組合各年金基金	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	それぞれの機関に 住所変更の届出を してください。
厚生年金に加入 共済組合に加入	厚生年金・共済組合 に加入している方	各勤務先等	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	それぞれの勤務先 に住所変更の届出 をしてください。

※1 運転免許証,パスポート,障害者手帳等の顔写真付きのものの場合は1点のみで可。 健康保険証,日本年金機構から送られた通知書(年金振込通知書等)等の顔写真のない ものは2点必要。ただし、どちらも原本をお持ちください。

■保険に関する手続き

	100			
こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
健康保険組合。 国民健康保険組合 に加入	健康保険組合・ 国民健康保険組合 に加入している方	各健康保険組合• 国民健康保険組合	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	加入している健康 保険組合・国民健康 保険組合へ住所変 更の手続きをして ください。

■その他の手帳をお持ちの方など

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必 要書 類など)
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福 祉手帳	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳をお持ちの方		期限はないので、必要なときに変更の 手続きをしてくだ さい。	手帳と印鑑をお持ちください。
有料道路(ETC) 障害者割引	有料道路(ETC) 障害者割引を登録 されている方	福祉課 ⑪番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8269	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	障害者手帳,車検証,免許証(本人の運転による割引が認められる場合) ETCカード,ETC車載器の管理番号がわかるもの(ETCによる割引を受けられる場合のみ)

■マイナンバーカード等について

こんなことは	だれが	どこへ	いつまでに	なにが必要か
(事 柄)	(該当者)	(届出先)	(期限)	(必要書類など)
マイナンバーカード (住民基本台帳力ード) 又は通知カード	マイナンバーカー ド (住民基本台帳カ ード) 又は通知カー ドをお持ちの方	市民課 戸籍住民登録係 ③番 マケナル・一窓口 (本庁舎1階) Tel92-8370	なるべくお早目に 変更の手続きをし てください。	マイナンバーカー ド (住民基本台帳カ ード) 又は通知カー ド 及び本人確認書類 **1

※1 運転免許証・パスポート等の顔写真付きのものは 1 点のみで可。 健康保険証・年金手帳等顔写真のないものは 2 点必要。 ただし、どちらも原本をお持ちください。

■外国人の方

こんなことは	だれが	どこへ	いつまでに	なにが必要か
(事 柄)	(該当者)	(届出先)	(期限)	(必要書類など)
在留カード とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ 特別永住者証明書	在留力一ド・特別永住者	市民課 戸籍住民登録係 ③番窓口 (本庁舎1階) Tel92-8247	が要なひとは、手続きをしてください。	新い催流に変えたいひとは、 を対しているとなりである。 を増加しているとを 持ってきてください。

■その他生活に関すること

■その他主治に関す こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
電気の使用について	中国電力を利用の方	中国電力 Tel(0120) 412-717	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	電話にて新しい住所を申し出てください。
一般電話 ケーブルテレビ 携帯電話 等	利用されている方	NTT 倉敷ケーブルテ レビ 等	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	
預(貯)金通帳。定期預(貯)金証書	利用されている 方	中国銀行 吉備信用金庫 百十四銀行 トマト銀行 岡山西農協 ゆうちょ銀行 等	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	

こんなことは (事 柄)	だれが (該当者)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	
クレジットカード 有価証券,株券, 生命保険,損害保険, 自動車保険等	利用されている方	各金融機関 クレジット会社 保険会社 等	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	
恩給の受給	恩給を受けてい る方	総務省恩給相談室 Tel (03) 5273 — 1400	なるべくお早めに 変更の手続きをし てください。	郵便局に備え付け の住所変更届を提 出してください。
ふるさと納税	ワンストップ特 例制度を利用さ れている方	ふるさと納税を行った 各自治体	自治体によって対応が異なりますので、 それぞれの自治体にお問い合わせをお願いします。	
会社等の法人の役員 の住所変更登記	会社・法人の代表 者・役員	本店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務 局	変更のあった日か ら 2週間以内	会社変更登記申請 書 住所変更証明書 法人の印鑑(法務局 に登録してある印 鑑)

(3) 郵便番号, 郵便物について

○ 新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

駅南一丁目 719-1137 駅南二丁目 719-1137 中央六丁目 719-1131

○ 郵便物は、旧住所でもおおむね2年間配達されます。

(4) その他

○ 土地区画整理事業区域内の固定資産税の土地の評価方式が、平成31年度課税分から市街地宅地評価法(路線価方式)に変更になります。ご不明な点がありましたら資産税係(Tel(0866)92-8236)までお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

総社市役所建設部都市計画課都市計画係 TEL(0866)92-8318